

阿賀野市告示第119号

阿賀野市旅館等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年6月28日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市旅館等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市旅館等支援事業補助金交付要綱（令和2年阿賀野市告示第116号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 補助対象経費は、補助対象者に該当する旅館等に対して宿泊者の支払う宿泊費の5割、かつ、1人1泊につき5,000円の範囲内の額とする。

第3条第2項を削る。

附 則

この告示は、令和3年6月28日から施行する。